

群馬大病院 厚労省「開腹」も調査へ…「腹腔鏡」に加え 病院長聞き取り

2015年3月4日 3時0分 読売新聞

群馬大学病院(前橋市)で肝臓手術を受けた患者が相次いで死亡した問題で、厚生労働省は3日、腹腔鏡と開腹手術の両方で本格的な調査を行う方針を固めた。同省の社会保障審議会医療分科会(厚労相の諮問機関)が9日に開く会合で、野島美久病院長から初めて聞き取り調査を行い、18人の患者が死亡した原因などについて詳しい説明を求める。

死亡診断書に虚偽病名

聞き取り調査は、同病院が3日に、腹腔鏡手術で死亡した8人についての調査の最終報告書を公表したこと、開腹手術後に死亡した患者1人について執刀医が虚偽の診断書を作成していたとの発表を受けたもの。同病院第二外科では、腹腔鏡を使う高難度の肝臓手術で8人が死亡したほか、開腹手術でも2009年度以降10人の死亡が明らかになっている。死亡した患者は、いずれも同じ40歳代の男性医師が執刀した。

同病院は、高度医療を担う特定機能病院に承認されており、診療報酬上の優遇措置を受けている。腹腔鏡と開腹両方の手術で患者死亡が続いたことに対し、組織的な問題がなかったか、病院長に聞き取り調査を行い、承認を取り消すべきかどうか議論する。処分決定には数か月かかる見通し。

同病院によると、執刀医が虚偽の診断書を書いた患者は、10年9月に胆管細胞がんと診断された。手術後、容体が急変して3日目に死亡。その10日後、切除した肝臓の一部を病院で検査したところ、良性のでものだったことが確認された。

しかし執刀医はこの検査結果を遺族に報告しなかった。そのうえ、同年11月に自ら作成した死亡診断書に「胆管細胞がん」と当初の診断名を記入したという。

これを受け、病院は3月2日から同科教授の診療科長としての業務を停止、執刀医については「医師の適格性に疑問がある」として一切の診療行為を停止した。虚偽の診断書作成について執刀医は「記憶がはっきりしない」と話しているという。

◇最終報告書公表「全事例で過失」

腹腔鏡手術に関する最終報告書では、死亡した患者8人が受けた診療の医学的検証結果が初めて明らかになった。

8人に共通する問題として、〈1〉新しい手術導入の際に必要な倫理審査を怠った〈2〉手術前の検査が不十分〈3〉患者への説明が不十分——など7項目が挙げられた。

具体的には、肝臓を切り過ぎて肝不全を招いた例や、胆管と腸をうまくつなげなかった例、出血が多く開腹による止血を検討すべきだった例などがあつた。こうした問題を考慮し、報告書は「全ての事例で過失があつた」と結論づけた。

◎群馬大病院第二外科の肝切除手術を巡る問題の経緯

2009年度	開腹手術を受けた患者5人の死亡相次ぐ
10年12月	腹腔鏡手術を導入
14年8月	病院が腹腔鏡手術の機器について調査委員会を調査開始
11月14日	本紙が保険適用外の腹腔鏡手術を受けた患者8人が死亡したことを報道
12月22日	本紙が開腹手術の患者も10人死亡していることを報道
15年1月13日	厚生労働省などが立ち入り検査
2月3日	厚労省内で特定機能病院の承認取り消しの審議開始
3月3日	腹腔鏡手術に関する最終報告書を発表
9日	厚労省内で群馬大病院長をヒアリング予定
5月頃	開腹手術の報告書をまとめる予定

